

(本訴事件) 平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

(反訴事件) 平成29年(ワ)第14391号 債務不存在確認請求事件

(反訴事件) 平成30年(ワ)第3253号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 池田修一

本訴被告 株式会社ウェッジ/大江紀洋/村中璃子

反訴原告 村中璃子

準備書面(10)

平成30年7月11日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告村中璃子訴訟代理人弁護士 藤 本 英 二



被告村中璃子は、下記のとおり弁論を準備する。なお、略語等は特に記載しない限り従前の例による。

記

第1 本案前の答弁

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 被告村中璃子は、原告池田修一に対し、平成28年12月26日付け求釈明書（2）により、平成27年12月28日開催のプログレスミーティングの資料の提出を求めたところ、原告池田修一は、直ちにこれを提出しなかった。

2 被告村中璃子は、平成29年2月14日の第3回口頭弁論期日、平成29年4月11日の第4回口頭弁論期日においても、プログレスミーティングの資料の提出を求めたところ、原告池田修一代理人清水勉弁護士は、提出の予定はないとしてこれを拒絶した。

3 被告村中璃子は、原告池田修一に対し、平成29年9月27日付け文書提出命令申立書（池田修一関係）により、プログレスミーティングの資料の提出を求めたところ、原告池田修一は、平成29年10月31日、A氏から原告代理人らが入手したと主張する（原告準備書面（6）3～4頁）プログレスミーティングの資料として甲17（計47枚）を提出した。

4 被告村中璃子は、平成30年6月下旬、取材の過程において、信州大学関係者から、予備調査委員会及び本調査委員会の内部資料（丙84～88）の提供を受けた。これによれば、A氏が本調査委員会に提出したプログレスミーティングの資料は、甲17とは異なるものであって、計19枚（丙86の95～113頁。甲17の20～38枚目）からなり、甲17（計47枚）においては、原告池田修一が主

張するマウスの網膜の画像（原告準備書面（6）6～8頁（3）、甲17の14～19枚目）などが水増しされていることが明らかとなった。原告池田修一によるマウスの網膜の画像（甲17の14～19枚目）の存在に関する主張は、乙7の2の取材反訳の提出を受けてなされたものであり、本件訴訟において、平成29年11月1日付け原告準備書面（6）6～8頁（3）によりはじめて議論の俎上に上がったものである。

5 原告池田修一の主張によれば、原告池田修一がA氏から本件マウス実験に関する説明を受けたのは、プログレスミーティングのときだけとのことであり、プログレスミーティングの資料は、本件訴訟において最重要証拠のひとつである。しかしながら、原告池田修一から裁判所に提出されたプログレスミーティングの資料（甲17・計47枚）が、実際に本調査委員会に提出されたもの（丙86の95～113頁・計19枚）とは異なることからして、証拠資料改ざんの疑いがある。こうした疑いが生じたことにつき、原告池田修一、A氏、及び、両名代理人の清水勉弁護士の責任は重い（なお、英米法系の国々では、偽の証拠を裁判所に提出した場合、「法廷侮辱罪」になる可能性があり、その程度によっては投獄されるケースもある）。

仮に甲17が実際のプログレスミーティングの資料ではないとした場合、このような「偽の証拠」が提出されたことにつき、原告池田修一には故意または重過失が認められる¹。

¹ 本件においては、清水勉弁護士が遅くとも平成28年10月14日にA氏の代理人に就任していることからすれば（丙32）、平成28年12月26日付け求釈明書（2）によるプログレスミーティングの資料提出要請以降、A氏は、プログレスミーティングの資料に関する問い合わせを清水勉弁護士から受けていたと考えられる。平成28年12月26日以降、平成29年10月31日の甲17の提出に至るまで、原告池田修一及びA氏は、10ヶ月間にわたり、プログレスミーティングの資料の内容の確認及び提出の要否について、十分に議論した上で検討していたはずである。

6 よって、被告村中璃子は、本件のような異例の事態について、平成30年7月23日までに、原告池田修一に対し適切な説明を求めるとともに、本件訴訟の取下げを求める。

7 本件訴訟の取下げがなされず、甲17が実際のプロGRESSミーティングの資料ではないと判明した場合、こうした「偽の証拠」が提出されたことにつき、原告池田修一には故意または重過失が認められ、その証拠が最重要証拠のひとつである以上、本件訴訟提起自体が、不当かつ違法であると評価すべきであり、訴権の濫用として訴えの利益を欠くことから、裁判所は本件訴えを却下すべきである。

以上